

2007年度 不法投棄等対策支援事業 札幌市事案

1. 概要

北海道札幌市の山林に不法投棄されていた使用済自動車及び家電等の廃棄物について、市は 2007年 11月に行政代執行により撤去及び処理を実施した。当財団は、このうち自動車由来の廃棄物 199.6 t の撤去及び処理に要した費用の 80%にあたる 5,233 千円を出えんした。

なお、自動車由来以外の廃棄物の撤去及び処理は、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が支援した。

2. 事案内容

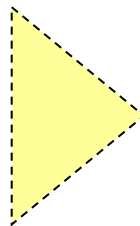
- ① 出えん先自治体 : 札幌市
- ② 不法投棄等の場所 : 北海道札幌市清田区清田
- ③ 投棄実行者 : 古物商
- ④ 投棄物の種類及び量 : 使用済自動車 90台、解体自動車 67台、その他自動車由来の廃棄物 42.6 t
- ⑤ 支障のおそれ : 廃油、廃液が流出し河川の水質、土壌汚染が生じるおそれ
- ⑥ 実施期間 : 2007年11月 1日 ~ 12月15日
- ⑦ 処理方法 : 使用済自動車は自動車リサイクル法、解体自動車等は廃棄物処理法に基づく処理
- ⑧ 事業額 : 6,541 千円
- ⑨ 出えん額 : 5,233 千円（出えん後、市は投棄実行者へ求償し当財団へ 1,307 千円を返還）

3. 経緯

- 2000年 9月 : 市はパトロールにより不法投棄車両を発見
市は投棄実行者を調査し、以降は継続して撤去指導を実施
- 2007年 3月 : 投棄実行者が撤去しないため、市は措置命令を发出
- 11月 : 行政代執行を開始
- 12月 : 撤去及び処理を完了
- 2009年 2月 : 市は投棄実行者へ求償し、代執行費用を一部徴収
- 4月 : 市は当財団へ 1,307 千円を返還

4. 現場写真

代執行前



代執行後

